

令和8年度 第1回 名古屋市環境影響評価審査会
会議録

- 1 開催日時
令和8年4月20日（月）午前10時30分～正午
- 2 開催場所
市役所大会議室（東庁舎5階）

3 出席者

- (1) 審査委員（五十音順、敬称略）
 - 上田 紗也子（名古屋大学特任助教）
 - 岡田 恭明（名城大学教授）
 - 岡村 聖（名古屋産業大学教授）
 - 片山 直美（名古屋葵大学教授）
 - 黒澤 浩（南山大学教授）
 - 齋藤 仁（名古屋大学准教授）
 - 庄村 勇人（名城大学教授）
 - 田代 むつみ（名古屋大学講師）
 - 西野 隆典（名城大学教授）
 - 橋本 啓史（名城大学准教授）
 - 針貝 綾（名古屋市立大学教授）
 - 増田 理子（名古屋工業大学教授）
 - 松宮 弘明（名古屋大学准教授）
 - 横田 久里子（豊橋技術科学大学教授）

計14名

- (2) 事務局 地域環境対策部長始め7名
- (3) 傍聴者 1名

4 議事及び意見等の要旨

事務局より、今回の審査会の出席者が14名であり、審査会が成立していることを確認した。また、本日のスケジュールについて説明した。

議題（仮称）千種駅前計画に係る環境影響評価方法書について

[会長] それでは、議題「（仮称）千種駅前計画に係る環境影響評価方法書について」の審議に入りたいと思います。

議題の審議に入ります前に、この事業のアセス手続きに関して事務局より説明をお願いします。

[事務局] 方法書につきましては、3月3日から4月1日まで縦覧、閲覧を行い、17名の方にご覧いただきました。

また、方法書に係る環境の保全の見地からの意見につきましては、4月16日まで受け付けを行い、1件の提出がございました。この意見につきましては、本日の参考資料として用意しておりますのでご覧ください。

本方法書の審査のスケジュールについてですが、今後のご審議は今回と次回の2回とさせていただきます。今回の審査会では方法書の内容についての審議を、次回の審査会では答申案の審議をいただきたいと思います。以上でございます。

[会 長] ただいまの事務局からの説明のとおり、答申作成に向けた今後の審査は、今回を含めて2回となりますが、実質的な審査は今回となりますので、よろしく申し上げます。

それでは、方法書説明会の開催結果、令和7年度第6回審査会での質問と回答、環境の保全の見地からの意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] (資料1、資料2、参考資料について説明)

[会 長] ありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

[委 員] 話を蒸し返して恐縮ですが、要約書31ページの表5-1環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連において、工事中の「掘削等の土工」に関して騒音や振動の調査が含まれていない点を前回見落とししていました。特に振動は発生する可能性があると思われるため、できれば評価の項目に加えていただけないか、先方にご検討をお願いしたいです。

[事務局] 「掘削等の土工」について、準備書での調査、予測、評価にも、騒音と振動へ入れて欲しいということでもよろしかったでしょうか。

[委 員] はい。その通りです。

[事務局] 32ページから選定した理由と選定しなかった理由が記載されていますが、表5-3(1)環境影響評価の項目として選定しなかった理由のところ、騒音と振動で「掘削等の土工」を選ばなかった理由は記載されておらず、その理由も把握できていないため、評価等に入れて欲しいということで一度事業者に伝えたいと思います。

[委 員] よろしく申し上げます。

[会 長] オンラインで参加の委員からチャットで、今回対象となっている福祉施設、教育施設のすべてに対して了解をとっていらっしゃいますか、というご質問をいただいています。

[事務局] 了解を取っているかというのは、建物が建つことについてご説明をして、いいですよ。とご回答いただいているかというご質問でよかったですでしょうか。

[会 長] 日照障害を含めご理解をいただいていますか、ということですか。

[事務局] 名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例ということで、これまで審査会でもご説明があり、対象となることについては適切な時期に設置者と協議しなければならないということまでは把握しておりますが、事前にどこまで、どの施設に話をしているかというところまでは把握しておりませんので、今回いただいたご質問については改めて事業者を確認したいと思います。それでよろしいでしょうか。

[会 長] 必要であると思います、よろしくお願ひいたします、とのことですか。

[事務局] 承知いたしました。確認させていただきます。

[委員] しつこい様で申し訳ないですが、日照の予測ができるまでは話し合いができないので適切な時期に協議する。と事業者から説明を受けていますが、その時期がいつか分かりません。方法書に協議しますと記載されていますが、具体的にいつ協議が可能になるのかを確認していただきたいです。やはり、予測結果が出た時に、建設が進む段階になっては協議にはならないと思うので、その時期を把握したいと思います。

[事務局] 具体的にいつ協議するつもりか、どのタイミングで協議するつもりかということで確認します。

[委員] 皆さんも心配されていると思いますが、非常に高いビルであり、昨今は資材等が高騰している中で、本当に建設が可能なのか心配しています。資材の調達など、建設に向けたためどが立っているのか伺いたいです。

[事務局] 今後の事業計画ですとか、計画通りにできるのか、遅延等の現時点での見通しについて、こちらも事業者を確認したいと思います。

[委員] 周辺施設への説明のことで、重ねて念押し確認ですが、資料2の7ページの9番の日照障害の項目。説明を行った際に「それでは困る」と言われた場合に現実的にどう対応するのかという点について、事業者の具体的な回答が示されていないことが、現在問題視されているのだと思います。そのため、この点についてはしっかり対応をお願いしたいです。

また、資料2の9ページ、ヒートアイランド現象の項目で、例えば壁面緑化と挙がっていますが、分譲の居住用建物がほぼメインの建物で、現実的にできるのでしょうか。大規模建築物による反射で車を運転しているときに危ないとならないよう壁面緑化ができればある程度防ぐことはできると思います。

[事務局] まず日照障害について、資料2の7ページ9番で、説明が不足しているというご意見いただきましたので、事業者に改めて確認をしたいと思います。

9ページのヒートアイランド現象の項目で、壁面緑化についてですが、左欄の「質問、意見の概要」にある例示は、ご質問いただき委員から緑化計画の方針を問う中の例示で屋上・壁面緑化といただいております。事業者からの回答は右欄のとおりで、まだ具体的な緑化計画は策定していないということで、壁面緑化については事業者からいただいたご意見ではございませんのでご理解いただければと思います。事業者の補足説明の右欄の下に記載がありますが、光の反射については使用素材を検討し配慮に努めるという方針をいただいております。

[委員] 今まで多くの方がご指摘されていることと重なりますが、先ほど紛争条例の協議の問題で、ご意見があがっているかと思えます。私も同意見でして、同条例に関しては、名古屋地方裁判所が令和3年3月30日に名古屋教会幼稚園事件というので判決を出していて、その中で条例7条の協議の意味というのを裁判所が指摘をしています。これに対する評価はいろいろあるかなと思いますが、その中ではその協議は、単なる説明にとどまらず、当該設置者らとの協議、話し合いを行うことを必要とする規定であると解されるということ。あわせて子供らに対する日照の確保の重要性に鑑み、最も児童らの立場に立って影響を検討することができる教育施設の設置者らと話し合いをすることによって、より実効性のある対応策を協議することが求められていると。下級審ではありますが、名古屋地方裁判所で同条例の解釈についても示されています。そういう意味では早い段階で、しっかり意味のある実効性のある対応策の協議というものを求めるという方向性は、これまでの委員の先生方のご意見と合わせても、お伝えしてもよいのではない

かと考えています。あわせて、資料2の7ページの左欄上段、計画が決まってしまつて変更ができないというようなことの回答がないというご意見があったかと思ひます。本来こうした点への対応策としては複数案の提示により検討すべきではないかと個人的には感じております。現時点では地下に関するA案・B案しか示されていないことが、この回答が出てこない原因になっているのではないかと思ひました。

[事務局] まず1点目にいただいた名古屋地方裁判所の判例について、今回教えていただいたところでございますので、委員からいただいたご意見等も踏まえて、実効性があり意味のある協議ができるようにと事業者に伝えて参りたいと思ひます。

2点目の複数案につきましては、現段階では事業者が選定した事業の複数案ということで、配慮書から地下の大きさについての複数案でした。今回の事業ではそのような複数案の設定ということですが、資料2、7ページの9番で指摘いただいたところにつきましては、いただいたご意見も踏まえて事業者に伝えたいと思ひます。

[会長] この審査会でも再三この日照障害の件については取り上げられ、毎回のようになつて話になつておりますので、事業者はそのスケジュールを早く示すようにという促しをしてもいいのではないかと思ひますのでよろしくお願ひします。

[委員] 資料2の9ページ事業者の補足説明の「緑化計画は作成していませんが、」について、緑化計画について予測される場合は、建物完成時だけではなく、5年後10年後といった将来的な状態まで含めて予測していただければと思ひます。いろいろな木を植えると思ひますが、成長や枯死、根張りなどによる影響も考えられます。分譲建物である以上、誰が費用を負担して管理するのか、住民の負担で現実的に維持可能な内容になっているのかも重要だと思ひます。建てたときに一番きれいな状態だけでなく、少し先で良好な状態を保てるような計画や予測をしていただけるとよいと思ひますので、その点もあわせて伝えていただければと思ひます。

[事務局] 緑化計画ということで、これらに関わるものの予測時期が新建築物の存在、供用時となつており、方法書ではどのタイミングかということが記載されていないと思ひます。事業者には今いただいたご意見で、そのときだけではなくて先も見据えて予測をして欲しいということで伝えて参りたいと思ひます。

[委員] 参考資料を事前に確認した中で、地面を掘り返すことで起こるその環境への影響について懸念を感じました。粉じんの舞い上がりや、地下水の数値的に注意が必要と思われる物質が二次的に粉じんに付着して拡散するのではないかと思ひました。また、千種駅のホームは低い位置にあり、空気が滞留しやすいことから、影響がある可能性も考えられます。我々審査会としても、懸念すべきであるという意見は出してもいいかと思ひますが、いかがでしょうか。

[会長] 加えられますか。

[事務局] いただいたご意見については、今後答申案をまとめていくにあたり、審査会で出た意見として整理し、今委員からいただいた部分についても組み込んで、案としてお示ししていきたいと思ひます。

[委員] 参考資料について、今後どのような段階で回答が示され、どのように扱われるのか気になりました。参考資料には、全体的にこの事業に対する専門的な観点からの不安や、委員側では気がつかない範囲のことに対して、とてもよく書かれているような資料という印象を持ちました。ここで質問されているものに対して今後どのように取り扱うのか教えていただきたいです。

[事務局] 参考資料の環境の保全の見地からの意見につきましては、事業者見解を求めます。答申案を作るにあたり、委員の皆様にご確認をいただき、必要なものは審査会の意見として入れていきたいと考えております。今後の流れとしましては、先週の木曜日まで求めていたものなので、まだ事業者見解については受け取っていないところがございます。次回の審査会が5月末の予定なので、まず答申の事務局原案を審査会の前にメール等で委員の皆様には内容をご確認していただきたいと考えております。そこまでに間に合うように、事業者に見解を求めまして、委員の皆様にお示しをしていきたいと思えます。また内容をご確認いただき、さらに答申として、審査会の意見として組み込んだものがいいというものがありましたら、その時点もしくは次回の審査会でご意見をいただいて反映して参りたいと考えております。

[委員] 意見を述べられた方に対してはどの段階で回答を返すのでしょうか。

[事務局] 次回の審査会では、この意見と事業者の見解ということで、資料をお出しさせていただく予定でおります。次の準備書が提出された際には、図書にこの環境の保全の見地からの意見と事業者の見解が載ってくることになります。

[委員] ありがとうございます。丁寧に扱っていただいたほうがいいのかと思った次第です。

[事務局] 承知いたしました。ありがとうございます。

[委員] 参考資料の意見は書面だけで届いたのでしょうか。それとも住民説明会などにご出席された場でも質問があったのでしょうか。

[事務局] 参考資料の1件の意見につきましては、メールにてご提出をいただいたものです。1ページから最後のページまでを1つのファイルとしてご提出いただいております。

[委員] 要は今後準備書などに進んでいく間で、この準備書の中にも意見は組み込まれていられるものですか。

[事務局] 準備書の中には、環境の保全からの見地の意見の項目で、47項目載せて、事業者の見解をいただきます。それぞれの意見について事業者が今後の図書にどのように反映していくかということについては見解を確認することになります。反映されるものとされないものもあるのかと思っております。

[委員] 反映するものと反映しないものの判断は事務局がされるのでしょうか。

[事務局] 判断は事務局ではいたしません。環境の保全の見地からの意見が出されましたので、事業者にはこのような意見が出されましたということで、事務局を通じて事業者に送付します。それぞれについて、どのような見解を持つかというのは事業者の判断になります。

[委員] わかりました。よろしく申し上げます。

[会長] 今の件に関して、もし事業者で取捨選択した場合、審査会としては、事業者からの回答を見た上で、これはちゃんと対応してくださいという判断はあり得るのでしょうか。

[事務局] この意見についての見解を、次の答申の審査会までには委員の皆様にもお示しする予定です。事業者の見解を踏まえ、仮に事業者が反映しないという回答、見解を示した場合も、審査会としては反映や対応を求めるべきと考えられる点があれば、それについては審査会の意見としてご意見をいただき、盛り込んでいきたいと思っております。

[会長] わかりました。
他にいかがでしょうか。また後で何かありましたらおっしゃっていただけて結構ですのでよろしくお願ひします。
続きまして、方法書についてのご説明をお願いいたします。記載内容が多くなっておりますので、説明は前半と後半に分けていただけて、前半部分は地域概況を中心に、後半部分は環境項目の調査・予測手法を中心に説明いたします。

[事務局] (方法書(地域概況等)について説明)

[会長] ありがとうございます。ただ今の方法書、地域概況等についての説明に対しまして、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

[委員] 方法書14ページの3-1の表3-1-1で、水循環の保全のところ敷地内の積極的な緑化等を進め、雨水の地下浸透機能や保水機能に考慮した土地利用とする。ということに対する、次のページ以降の網掛けの部分はどこになるのでしょうか。表3-1-1に対して、新たに追記したものが右の表以降の網掛けの部分という説明だったと思ひますが。

[事務局] 網掛けは、15ページの表の一番下にも記載してありますが、配慮書にも表3-1-1をはじめ、後ろの配慮の表は記載されておひまして、配慮書で審査会、市民意見等をいただけて、事業者が追記または変更した部分について網掛けをしておひます。14ページの水循環については、配慮書にも同じ内容が書いてあり、これ以降についても特段事業者が文言を変えていないので、網掛けがないというような状況です。

[委員] ありがとうございます。ということは、内容としてはあまり変わらないという感じですか。配慮書の時に、地下部分が非常に大きく、これでは地下浸透が難しいのではないかと指摘したと思ひるので、それで新しく記載されるのかと思ひました。どういった工夫をして地下浸透するのか方法書では示されていないので少し心配だと思ひます。

[事務局] 配慮書にも、方法書14ページのご指摘をいただいた水循環は、同じ書きぶりで、配慮するという記載になっておひます。その後の表3-2-1、表3-3-1について、水循環の部分については、特段事業者で書きぶりは変えていないですが、17ページの下から2段目には水循環ということで、項目を設けて施設の存在・供用時を想定した配慮ということを載せさせていただけておひます。これも配慮書に記載されていた内容であるため、特に網掛けはついていないです。

[会長] 他にご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
続きまして環境項目の調査、予測手法について、ご説明をお願いいたします。

[事務局] (方法書(調査・予測・評価等)について説明)

[会長] ありがとうございます。それではただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問をお願いいたします。

[委員] 方法書 93 ページの表 6-1-6、騒音の供用時、施設の出入口の位置によって、渋滞状況や走行ルートが変わり、影響も変わるのではないかと思います。出入口が確定してなくても道路交通騒音を予測できるのでしょうか。また、複数の案があるのであれば、それぞれに騒音を予測し、一番騒音影響が少ない出入口を選ぶことができるのか気になります。一番は、どこに出入口を設ける予定なのかを早めにお示しいただき、それに基づいて周辺への影響を評価いただけると議論がしやすくなるのではと思います。

[事務局] これまでも施設の供用後の出入口の位置についてご質問もいただいておりますが、まだ方法書には具体的には示されていません。これまでの事業者とのやりとりや回答の中で、方法書 13 ページに工事関係車両の主な走行ルートということで、敷地の東西南北 4ヶ所示されておりまして、このすべてではないがいずれかにはなるというところまでは事務局で聞いております。今後、供用時の予測、評価していく中では、委員からご指摘のとおり、施設への出入口を決めなければ具体的な議論が難しい面があるため、なるべく早い段階で出入口を示していただきたいということと、まだ決まってない場合に、この 4ヶ所で評価をして、一番影響の少ないもの選ぶつもりでいるのかなど、今後どのように予測、評価していくかにつきまして事業者の確認をしたいと思っております。

[委員] ありがとうございます。

[会長] 107 ページの騒音及び振動の調査地点について、東側の地点が設定されていないのは何か理由があるのでしょうか。

[事務局] 前回の審査会でも同様の質問があり、前回は、北側に比べて南側が少ないということでした。今回はさらにこの J R との間の東側についてだと思います。おそらく工事関係車両等の走行ルートや道路幅や交通量等を見込んでのことかとは思いますが、ここにも予測地点があった方がいいというご質問でよかったですでしょうか。

[会長] 増やすべきかどうか、私自身はよくわかりませんが、これを見ていると東側ががら空きなので、これでいいのかと思いました。

[事務局] 東側に調査地点がないことについて、事業者の見解を受けて、あった方がいいのか、このままなくてもいいのかというところをご判断いただければと思いますが、今把握しておりませんので、ここに調査地点を設けていない理由につきましても、確認をして質問と回答の中で委員の皆様にお示しをさせていただきたいと思っております。

[委員] 事業者から回答をいただくのが確実ですが、おそらく、前回の質問と回答の 3 ページの 5 番のところの文面を見ると、方法書 13 ページの車の発生ルートからやる必要がないと判断されたのではと推察されます。事業者側の回答で、赤なり青なり矢印の本数が、東と西で全然違うので、東側に関しては調査地点はこれで十分というのが事業者の回答だと思いますが、改めて問い合わせても問題ないと思うので、よろしくお願ひします。

[会長] オンラインで参加の委員から、東側は商店が多く住宅ではないので、測定していないのでしょうかというご質問があります。

[事務局] 東側に商店が多いというのは、現時点での話ですか。今後建てる新建築物の東側に商店が入るとのことでのご質問でしょうか。

[会長] 確かに千種駅の東側は店が多くありますので、今の状況でということですか。

[事務局] 現状で商店が多いという観点で、ここに予測地点がないのかどうかについても事業者を確認します。

[会 長] 他にご意見、ご質問いかがですか。

[事務局] 先ほど委員から水循環のところ、方法書 14 ページの表 3-1-1 について、以前の審査会で出した意見について、方法書で記載内容が変わっておらず、事業者の対応が図書で見えてこないということでご質問いただきました。今回改めていただいたご意見については、今回の審査会が終わりましたら、審査会での質問と回答ということで事業者に投げかけますので、その時点で説明等をいただければと思います。今後、準備書の段階でも、この環境の保全の見地から配慮した内容は、図書に記載されますので、さらなる対応や変更を求めたい点があれば、その辺もまたお伝えしていければと思います。

[会 長] 他によろしいでしょうか。

それでは、本日審議していただきました（仮称）千種駅前計画につきましては、次回答申を取りまとめる予定です。今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] （仮称）千種駅前計画に係る環境影響評価方法書につきまして、今後のスケジュールをご説明させていただきます。これまでにちょうだいしましたご意見を踏まえまして、私どもで答申の事務局原案を作成し、本日の審査会の質問と回答及び方法書の市民意見に対する事業者の見解とあわせまして、5月中旬頃をめどに委員の皆様へメールにて送付したいと考えております。そちらをご覧くださいまして、ご意見等がございましたら、追って連絡します締切日までに事務局へご連絡いただければと思っております。委員の皆様からのご意見を踏まえまして、次回の審査会で答申案をお示しさせていただき、ご審議を経まして答申をいただくという流れで進めさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

[会 長] それではご説明いただきましたスケジュールでよろしいかと思っておりますので、委員の皆様、よろしくをお願いいたします。本日予定されておりました議題は以上ですが、事務局から他に何かございますか。

[事務局] 本日はありがとうございます。次回の審査会でございますが、次回は5月18日月曜日、午前10時より、本日より同じ東庁舎5階の大会議室で開催いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

[会 長] それでは、本日の審査会を終了いたします。皆さんありがとうございます。